

形質変更時要届出区域台帳

大阪市

整理番号	整令-6-30	指定年月日・指定番号	令和7年3月21日・届指-465号	所在地	大阪市大正区船町一丁目1番1、1番3、2番、2番1、3番、4番、4番1、5番3、5番5、16番、17番の各一部、17番1	
調製・訂正年月日	令和7年3月21日調製					
形質変更時要届出区域の概況	事業場			面積	82,984.95㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				敷地全域の速やかな区域指定のため、施行規則第13条第1項の規定により一部試料の採取等を行う区画の選定等を省略		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状況	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和7年1月7日	ベンゼン		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		三菱マテリアルテクノ株式会社
		六価クロム化合物、セレン及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
		シアン化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
		鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壤搬出
						有・無
						有・無